

静岡県告示第77号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）第3条第4項に規定する給料月額（令和3年静岡県告示第94号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年2月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表 給料月額		別表 給料月額	
職員の区分	給料月額	職員の区分	給料月額
(略)		(略)	
福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)	福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員	(略)
		福祉指導課において、保育所等監査指導員の業務に従事する職員	行政職給料表3級定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。